

令和7年度
第1回 福島地方最低賃金審議会
福島県最低賃金専門部会
議 事 錄

日 時 : 令和7年7月22日(火)

9:55~10:15

場 所 : 福島テルサ つきのわ

出席者 : (公)熊沢、森谷、元井

(労)田崎、塩澤、高橋

(使)安達、金子、佐藤

1 開 会

(室 長) 10時開始予定にしておりましたが、傍聴人の申し込みもございませんでしたので、全員お揃いですので、始めさせていただきたいと思います。

それでは、これより令和7年度第1回福島県最低賃金専門部会を開会いたします。委員の皆様には、大変お忙しいところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

専門部会の部会長、部会長代理の選出まで、事務局で進行させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

では、初めに専門部会の開催に当たりまして、労働基準部長の綿貫より御挨拶申し上げます。

(基準部長) おはようございます。

昨年度より労働基準部長を拝命しております綿貫と申します。よろしくお願いします。

また今年も暑くなってきておりまして、昨日私も外に出て車で運転していたところ気温が39度と出て、今年はかなり暑いなと思いました。また、今後とも暑くなると思います。まず、本日、このような暑い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。皆様方の御協力がないと、最低賃金の審

議会は進められないということが、本当に、昨年度皆様と審議会、専門部会を議論させていただき、よくわかりました。

事務局といたしましても、皆様に御納得、御満足できる審議会の運営に向けまして、しっかりと準備、御対応させていただきたいということは、去年も申し上げましたが、今年も思っているところでございます。お願いでございますが、この審議を進めるためには、皆様方の御理解・御協力が大変必要なものだと思っているところでございます。福島の働く方の安心・安全を少しでも守っていくためにも、皆様方の御協力を賜ればありがたいと思っていいるところでございますので、御協力のほど、よろしくお願ひします。

まずは、皆様方のお体の健康が重要かなど本当に思います。まずは皆様のお体を御自愛いただくとともに、福島のために御理解いただきながら、我々もそれに対してしっかりと審議会の運営をさせていただきますので、御協力の方、よろしくお願ひいたします。

(室長) 議事に入る前に、委員の御紹介をさせていただきます。

(補佐) 今年度の福島県最低賃金専門部会の委員につきましては、お手元の会議資料118ページの福島県最低賃金専門部会委員名簿により委員の皆様を御紹介させていただきます。

公益委員、熊沢透委員。

(熊沢委員) よろしく願い致します。

(補佐) 元井貴子委員。

(元井委員) よろしくお願ひいたします。

(補佐) 森谷吉博委員。

(森谷委員) よろしくお願ひいたします。

(補佐) 労働者側委員。塩澤基委員。

(塩澤委員) よろしくお願ひします。

(補佐) 高橋誉委員。

(高橋委員) よろしくお願ひします。

(補佐) 田崎雅人委員。

(田崎委員) よろしくお願ひします。

- (補 佐) 使用者側委員。安達和久委員。
- (安達委員) よろしくお願ひいたします。
- (補 佐) 金子市夫委員。
- (金子委員) よろしくお願ひします。
- (補 佐) 佐藤卓也委員。
- (佐藤委員) よろしくお願ひします。
- (補 佐) 以上となります。よろしくお願ひいたします。
- (室 長) ありがとうございました。

2 定足数の確認

- (室 長) 続きまして、事務局から定足数の確認をさせていただきます。
- (補 佐) 本日は、委員全員が御出席されておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定により、本専門部会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

3 議 事

(1) 部会長及び部会長代理の選出について

- (室 長) それでは、議事に入ります。
- 議事の(1)専門部会の部会長及び部会長代理の選出を行います。
- 部会長及び部会長代理の選出につきましては、最低賃金法第25条第4項により、部会長は、公益を代表する委員のうちから委員が選挙する、部会長代理は、部会長に準じて選出することになっております。
- 前もって公益委員において候補者の推薦をお願いし、部会長に「森谷吉博委員」、部会長代理に「元井貴子委員」が推挙されました。

- (室 長) このことについて、御承認いただけますでしょうか。
- 《 異議なしの声 》
- (室 長) ありがとうございます。それでは、部会長を「森谷委員」、部会長代理を「元井委員」にお願いいたします。
- 以後の議事進行につきましては、森谷部会長にお願いいたします。

(部会長) 部会長に選出されました森谷吉博でございます。隣にいらっしゃる熊沢先生が、大学の業務で御多忙とのことで、今年度、この専門部会の部会長を引き継がせていただきました。本審で会長もおっしゃっておりましたが、私の方でも丁寧に議論を進めさせていただければと考えておりますので、部会委員の皆様、よろしくお願ひいたします。

皆様、御承知おきのとおり、7月11日、中央最低賃金審議会において目安の審議が始まりました。福島地方最低賃金審議会の専門部会においては、この中央最低賃金審議会の目安額の審議を見ながら、金額審議を行ってまいりたいと思います。

様々な状況等を汲みながら皆様に議論をしていただき、全会一致を目指して進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは議事を進めます。

(2) 福島地方最低賃金審議会専門部会運営規程について

(部会長) では議事の(2)、福島地方最低賃金審議会専門部会運営規程の確認を行います。

事務局から説明をお願いします。

(室長) 資料の119ページから121ページをご覧ください。

専門部会の議事運営につきましては、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、従来から運営規程を定めています。

6月9日に開催されました第1回の本審において御説明いたしましたが、令和5年度までは、第1回専門部会において、毎年御提案させていただき、承認をいただいておりましたが、昨年度からは当該規程の内容を変更等していない場合は、毎年各委員の皆様から承認を得るという手続きを省略させていただいた方が、審議の効率化を図ることができることから、令和6年度からは2年任期の途中かつ規定内容に変更がない場合は、その御確認をしていただくことといたしました。

今年度は、委員の皆様の新たな任期となりましたので、改めて運営規程を提案させていただきます。

第1条は目的、第2条は会議の招集に関する事項、第3条は委員の欠席、第4条は会議の議事に関する事項となっています。

また、第5条の会議の公開には、会議は、原則公開とすること、ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができると規定しています。第2項は、部会長が会議における秩序の維持のため傍聴人の退場を命じるなど必要な措置をとることができると規定しています。

第6条の議事録及び議事要旨には、議事録及び議事要旨を作成すること、議事録及び会議の資料は、原則公開しますが、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができると規定しています。

さらに、第7条では意見の報告として、部会長は専門部会が決議を行ったときは、会長に報告するとしています。

第8条では議事の運営、第9条は規定の改廃に関する事項となっています。付帯決議には、「1 本運営規程第5条第1項の規定に基づき会議を非公開とする審議等は、公益委員、労働者側委員及び使用者側委員の三者が集まっての採決、その他、公益委員と労働者側委員との会議、公益委員と使用者側委員との会議及び労働者側委員と使用者側委員との会議の二者での会議とする。また、調査審議を行う場合においての関係労働者及び関係使用者その他の関係者の意見を聴取するに当り、公開とすることについて陳述者の同意が得られない場合は非公開とする。2 本運営規程第6条第2項の規定に基づき、その一部又は全部非公開とができる議事録及び会議の資料は、非公開とした審議等に係る議事録及びその時に使用した資料とする。」としております。

昨年度からの変更点はありません。同じ内容になっております。

(部会長) ただいま、事務局より説明がありました福島地方最低賃金審議会専門部会運営規程案についてご意見等ございますか。

(なし)

(部会長) それでは、規定につきましては、事務局提案のとおりとさせていただいてよろしいでしょうか。

《異議なしの声》

(部会長) それでは事務局案のとおりといたします。

(3) 最低賃金審議会令第6条第5項の適用の有無の確認について

(部会長) 次に、議事の(3)、最低賃金審議会令第6条第5項(専門部会の議決をもって審議会の議決とすること)の適用の有無について確認します。

事務局より説明をお願いします。

(室長) 7月15日に開催されました第2回福島地方最低賃金審議会におきまして、最低賃金審議会令第6条第5項を適用しないことを決議しております。

したがいまして、福島県最低賃金専門部会で全会一致の結論となった場合でも、改めて福島地方最低賃金審議会を開催して議決することになります。

(部会長) 事務局説明のとおり、最低賃金審議会令第6条第5項を適用しないことから、専門部会で全会一致の結論となった場合でも、改めて福島地方最低賃金審議会を開催して議決することとします。

(4) 専門部会議事録確認者の指名について

(部会長) 続きまして、議事の(4)、専門部会議事録確認者の指名を行います。

専門部会運営規程第6条では、議事録及び議事要旨を作成することと規定されています。

作成した議事録につきましては、部会長及び部会長の指名した委員2名が確認していただくこととしております。

労働者側・使用者側からそれぞれ1名の推薦をお願いします。

労働者側はいかがでしょうか。

(田崎委員) 田崎でお願ひします。

(部会長) 使用者側はいかがでしょうか。

(佐藤委員) 佐藤でお願ひいたします。

(部会長) それでは、労働者側は田崎委員、使用者側は佐藤委員を議事録確認者に指名しますので、よろしくお願ひします。

なお、議事録確認者が出席できなかった場合は、出席委員の中からその都度選出して指名することとなります。

議事録の確認方法についてお諮りします。事務局案がありましたら説明・提案をお願いいたします。

(室長) 確認の方法につきまして、昨年度は事務局が議事録確認者へ議事録を持参したうえで直接ご意見等をお伺いしておりましたが、今年度についても原則同じ取り扱いとさせていただき、事務局と確認者の都合により、持参することで迅速・的確な事務処理とならない場合については、メールにて送付を行い、ご確認いただくことにしたいと考えております。

(部会長) ただいま、説明がありました議事録の確認方法についてご意見ございませんか。

《 異議なしの声 》

(部会長) それでは、議事録の確認方法につきましては、事務局が議事録確認者へ議事録を持参したうえで御確認いただく方法といたしますが、適宜メールも活用して確認いただくこととします。

(5) 配布資料の説明について

(部会長) 次に、事務局から配付資料の説明をお願いします。

(室長) 本日の資料としましては、専門部会次第の後ろに綴じてある会議資料のみとなります。

第2回本審で配布しました資料の次の資料として、118ページからのページ数を付しております。資料の下方中央の通しページでご案内します。

118ページは専門部会委員の名簿、119から121ページは専門部会運営規程になります。

122～127ページは、日本銀行福島支店が7月1日に発表した短観（2025年6月調査、福島県分）の要旨です。

123ページの図表1「業況判断D. I」によると、全産業では、2024年6月は0ポイントでしたが、本年3月では2ポイントと、「良い」と判断している事業所の割合が2ポイント増加していましたが、本年6月は2ポイントで、3月からの変化幅は0ポイント、9月の予測は-1ポイントとなっています。

また、中小企業では、2024年6月は-1ポイント、本年3月では5ポイントで6ポイント増加していましたが、本年6月は4ポイントで、3月からの変化幅は-1ポイント、9月の予測は-2ポイントの予測となっています。

本日配布しております資料は、以上となります。

（部会長） ただいまの説明で質問等ございますか。

（なし）

4 その他

（部会長） その他、何か質問等ございますか。

（なし）

（部会長） 事務局からは何かありますか。

（室長） 次回の専門部会につきまして、7月31日（木）13時30分から、本日と同じ福島テルサで開催し、参考人意見聴取を実施する予定となっております。参考人の推薦は28日までとなっておりますので、まだ確定等しておりませんが、労側2名と使側1名の意見聴取を実施する予定となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

（部会長） 只今の事務局の説明につきまして、何かございますか。

（なし）

5 閉会

（部会長） 他に質問等なければ、以上で本日の専門部会を閉会とします。